

岸和田市人権教育基本方針

岸和田市教育委員会

国連は、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948年に「世界人権宣言」を採択した。これは、恒久的世界平和の実現をめざした国連が、その基礎としての人権確立の重要性を宣言したものである。そして、この基本精神を具現化するために、今日まで、国際人権規約をはじめ、子どもの権利条約等、人権に関する諸条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

こうした取組の中から、1994年第49回国連総会において、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年」が決議された。

岸和田市では、1975年に「人権擁護都市宣言」・1981年に「障害者福祉都市宣言」・1983年に「核兵器廃絶・平和都市宣言」を決議し、「人間尊重と環境保全」を市政の基本理念として、基本的人権の尊重、あらゆる差別の撤廃と明るく平等な社会の実現に努めてきた。

しかし、わが国においては、依然として、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ等さまざまな人権問題が存在している。また、新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別等、社会情勢の変化により新たな問題も発生している。

人権が尊重される社会をつくるためには、すべての人々が人権問題について自ら積極的に考え、行動することが必要である。このことは、人々のたゆまない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、国際人権規約及び子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法並びに岸和田市人権施策基本方針等の精神にのっとり、岸和田市の教育分野における人権教育を推進するための基本方針を次のように定める。

- 1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として積極的に取り組むとともに、社会の一員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成をめざし、教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- 2 人権問題が社会の変化に伴い様々な形で生じうる問題であることを踏まえ、その実態把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 3 市民一人ひとりが主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。
- 4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図る。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進していく。

令和3年4月1日